

一般質問

ここが聞きたい

町長等の執行者に対して、町政全般の事務事業等の執行状況や政策方針などを聞くことが一般質問です。

木質バイオマスエネルギー 導入事業について



質問者
寺嶋 正 議員

(1) 町は環境省の再生可能エネルギー導入計画策定補助金を活用し、事業計画を策定している。また、木質バイオマスエネルギー利用協議会を発定させていますが、進捗状況を伺う。

(2) 利用可能な木材の量、薪や木質チップの加工事業者の確保。健康福祉センターで薪ボイラーを使用した場合の採算性や設置費用の捻出は。

(3) 地域や行政に求められる気候変動対策（CO₂削減）をなしうるには木質バイオマスボイラー、一般家庭への薪ストーブの導入も必要であると思うが、事業化の目的を伺う。

A 体制や予算措置に 目途が付きしだい 提案



回答（町長）

(1) 木質バイオマスエネルギー「導入計画」を策定以降、任意団体としての協議会メンバーが中心となり、事業化実現に向けて様々な意見交換をしている。

(2) 町有林で年間利用可能量は95・5トン。町森林組合の搬出量は年間150トンで、森林組合の協力を賜れば搬出可能。木質バイオマス事業を安

定的に運営するには年間250トンの需要先確保が望ましいとされ、健康福祉センターの年間使用量が52トンなので、残り約200トンは別の施設で賄う必要がある。

湯の沢地区・寄一番地の 活用事業について



質問者
田代 実 議員

(3) 健康福祉センターや民間を含めた各施設へのバイオマスボイラーの導入、個人宅への薪ストーブ拡充など需要拡大を図るため、課題解決に向けて取り組む。

平成27年7月に取得した寄一番地1万4千㎡余の土地を売却するため、去る2月10日付け告示第3号「松田町普通財産（土地）売り払いの一般競争入札の施行について」が公告されました。募集要項では、3月13日に入札参加者の応募を終了、4月上旬に入札が行われ仮契約締結の予定となっておりますので、次の3点について町長のお考えを伺います。

(1) 売却せずに、太陽光発電所用地として貸し出す可能性は。

(2) 松田町特定土地利用計画により用途規制がされていますが、その範囲内で町や地元にとって迷惑施設が立地する可能性ががありますので、その対策は。

(3) 売却後の歳入については、将来の町づくりの基盤整備に活用するための基金に積み増すこと。

A 迷惑施設の 防止策として 買戻特約を設定



回答（町長）

(1) 太陽光発電所として貸し出しはしないが、購入を希望する事業者がいればありがたい。

(2) 迷惑施設の防止策として、地域の意見を踏まえて、禁止する業種を定め募集している。違反をした場合は違約金を徴収すると共に、所有権移転から10年間の買戻特約を設定する。10年を経過後は、特定地域土地利用計画において、再度地元住民の承諾が必要となるので、容易に立地することにはならない。

(3) 売却後の歳入は人口増加策の一つとして、小学校建設整備のための基金として積み立てる方針。